## 請求書

公職選挙法第49条第2項の規定により、茨城県知事選挙・茨城県議会議員補欠選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所						
(投票用紙	の送付先)					
令和	7年	月	日			
		氏	名			

取手市選挙管理委員会委員長 河口 優子 殿

## 備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により 送付されるので、明確に記載してください。
- 3 <u>郵便等投票証明書を必ず提示してください。</u> (郵便等投票証明書交付申請と同時に行う場合は不要)